

りし時、番士のうちに、かゝる紋をそめし幕の有しかば、其名をとほしめしに、小林源五郎正壽とて、朝比奈が子孫にて、古へより數世、この紋を用ひ來れりと申し、をもつてゑるべしと仰有りければ、出羽守、いよ／＼感服してまかでけり。

〔嬉遊笑覽〕^五明石[○]勘三郎[○]猿若[○]が母は、中村姓にて、紋は角の内銀杏の葉と云へり、後これを用ふる事は、加賀見遠清が、江戸砂子標識にいへり、菱川が畫に、勘三郎芝居の、やぐらの幕紋丸の内に舞鶴をかかけり、今の鶴の丸とは形ことなり、昔は幕の紋にも鶴を付たるが、堀川百首題狂歌、安井了忠舞にしも舞たる鶴は、其家の紋ぞと人のいばら左衛門、といへるは、舞師の紋をよそへたる歌と聞ゆ、鶴はよくまふものなれば、舞々が紋に用ひしなるべし、勘三郎が鶴の紋も、それらの流にや、朝比奈が鶴の丸の紋は、中村傳九郎が狂言よりなるべし。

〔古今役者大全〕^六師弟分派系譜之凡例

一中村前傳九郎紋は、~~葉~~なり、中村本家の紋銀杏葉なれども、其外猿若と號せし役者は、皆~~葉~~を用ゆ。

〔賤のをだ巻〕紋付とて、歌舞伎役者の紋所を集め、ひらにならべて板行にして、其中に一ツ紋を別に封じ張付て、扱紋一ツを何錢と定めて、戸々家々に持歩行、或は巡廻して、心々にその紋所に印を付遣はすなり、紋所二ツも三ツも一人にて付るものは、皆紋所主付て、かの張付たる封を開きて、其紋所にあたりたるもの勝にて、其品を得たり、始はきせるたばこ入様の物なりしが、後は反物櫛笄袴地の類を出したり、様かはりたる三笠付の類なり、御改正後は、こども／＼其類は皆停止せられたり。

〔配所殘筆〕^{典書}淺野氏眞先主也、素行子[○]山鹿[○]甚五[○]壯年之時、千石にて召抱られ、其後願にて牢人也、其頃者牛込早稻田に借地して住居也、諸大名旗本諸家中に數門人有り、